

光市の公の施設の周南市民の利用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、光市林浄水場を周南市民の利用に供するため、別紙のとおり協定を締結することについて、同条第3項の規定により市議会の議決を求める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

(別 紙)

水道施設の利用に関する協定書

光市（以下「甲」という。）と周南市（以下「乙」という。）とは、甲の水道施設を乙の市民の利用に供させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により乙が甲の水道施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結した。

(対象施設)

第1条 甲が乙の市民の利用に供させる水道施設は、光市林浄水場（以下「施設」という。）とする。

(利用目的)

第2条 施設の利用は、乙の熊毛地区の住民に水道水を供給することを目的とする。

(利用範囲)

第3条 乙が第1条の規定により利用する施設は、次表に定める利用割合の範囲とする。

利用区分	乙の利用割合
取水施設	6,900/50,000
浄水施設	6,200/48,000
その他維持管理上必要な施設等	6,200/48,000
土地（施設に関連する用地）	各施設の利用割合

2 前項の利用割合に変更の必要が生じた場合は、甲と乙は協議するものとする。

3 甲は、乙への水道水供給に影響を与えない場合は、前項の協議を経ず、第1項の利用割合に捉われることなく、効率的な施設運転を行うことができる。

(利用期間)

第4条 甲が、前条第1項の施設を乙に利用させる期間は、利用を開始する日から第2条に定める目的がなくなるまでとする。

(利用料)

第5条 乙は、第3条第1項に定める施設の利用割合に応じた利用料を、甲に支払うものとする。

2 利用料は、甲の定める光市行政財産使用料条例（平成19年光市条例第17号）

に基づき算定するものとする。

(定めのない事項の協議)

第6条 この協定書に定めのない事項が生じたときは、甲と乙が協議の上これを定める。

(その他)

第7条 この協定書は、乙が利用を開始する日から施行する。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 光市
光市長 市川 熙

乙 周南市
周南市長 木村 健一郎